

令和5年3月30日  
大臣官房総務課

## 「国土交通省組織令の一部を改正する政令」が公布されました

令和5年度の国土交通省の組織改編を実施するため、国土交通省組織令について所要の改正を行うもの。（令和5年4月1日施行）

### I. 背景

今般、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、国土交通省組織令について所要の改正を行うものです。

### II. 概要

国土交通省組織令を以下のとおり改正します。

(1) 総合政策局から大臣官房への所掌事務の移管

土木・機械・電気通信分野で一体となってインフラDXの一層の推進を図るため、総合政策局から建設機械関係業務に係る事務を大臣官房に移管する（関連する課事務の移管を含む。）。

(2) 大臣官房参事官の数の変更

省内のインフラDX関連施策や技術開発を総括し、省内横断的に各局との調整を行うとともに、関係省庁や地方公共団体、関連団体等の多岐にわたる関係者と高度な調整・連携を進めるため、大臣官房参事官を1人新設する（20人→21人）。

(3) 北陸地方整備局における副局長の設置

北陸地方整備局における迅速かつ円滑な業務実施体制の確保のため、北陸地方整備局について、「次長」1人を廃止し、「副局長」1人を置く。

(4) その他所要の改正

### III. 今後のスケジュール

施行：令和5年4月1日（土）

**【問い合わせ先】**

大臣官房総務課 法規第二係長 豊福 直通：03-5253-8184(内線21-463)